

無形固定資産の減価償却について

1. 変更の理由

現在、無形固定資産はすべて減価償却対象外資産として扱っているが、無形固定資産のうち、特許権、実用新案権、商標権については費用収益対応の原則から償却資産として扱うことが一般的である。

このことについて、無形固定資産のうち特許権、実用新案権、商標権を償却資産とするため、「町田市会計基準」、「固定資産の計上に関する基準」及び「公有財産の耐用年数に係る基準」を一部改正する。

2. 変更の内容

①変更後の会計処理

財務省の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を参考に「固定資産の計上に関する基準」及び「公有財産の耐用年数に係る基準」を改正する。なお、地上権や地役権など経過により価値が減少しないものについては、引き続き減価償却対象外資産として扱う。

減価償却は定額法によりゼロ円まで償却する。

町田市の無形固定資産＜2016年度＞

無形固定資産名称	減価償却	耐用年数
特許権	対象	8年
実用新案権	対象	5年
商標権	対象	10年
著作権	対象外	
地上権	対象外	
地役権	対象外	

②旧基準による無形固定資産の扱い

すでに登録されている資産については本改正を遡及適用せず、改正後に生じた案件から適用する。

③改正時期

2018年4月1日から施行する。

3. 基準の改正

①「町田市会計基準」

__部分は改正部分

町田市会計基準新旧対照表

計上箇所	改正後	改正前
第2章 貸借対照表 3 資産項目 (2) 固定資産 (イ) 固定資産の減価償却 ①	①事業用資産及びインフラ資産の有形固定資産のうち償却資産については、原則として定額法により残存価格1円まで減価償却を行う。耐用年数等は別途定める基準による。	①事業用資産及びインフラ資産のうち償却資産については、原則として定額法により残存価格1円まで減価償却を行う。耐用年数等は別途定める基準による。
第2章 貸借対照表 3 資産項目 (2) 固定資産 (イ) 固定資産の減価償却 ②	②無形固定資産については、原則として定額法により残存価格ゼロ円まで減価償却を行う。耐用年数等は別途定める基準による。ただし、 <u>地上権、地役権、著作権</u> については減価償却を行わない。	②無形固定資産である <u>地上権、地役権、特許権、著作権</u> 等については、原則として減価償却を行わない。
第6章 注記 1 重要な会計方針 ①	①固定資産の減価償却の方法	①有形固定資産の減価償却の方法

②「固定資産の計上に関する基準」

__部分は改正部分

固定資産の計上に関する基準新旧対照表

5.減価償却の考え方

<改正後>

資産の種類	減価償却対象外資産	耐用年数	償却法	減価償却の開始時期
事業用資産	土地、 <u>地上権、地役権、著作権</u>	「公有財産の耐用年数に係る基準」に定める耐用年数による。	定額法	取得した翌年度
インフラ資産	土地、 <u>地上権、地役権、著作権</u> また、道路などの構築物のうち、同種の資産が多数集まって1つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰返すことにより全体が維持されるような固定資産については、部分的取替に要する支出を費用として処理することができる。	「公有財産の耐用年数に係る基準」に定める耐用年数による。	定額法	取得した翌年度
重要物品	美術工芸品類、図書 標本類、動物	「重要物品耐用年数基準」に定める耐用年数による。	定額法	取得した翌年度
図書	図書館資料			
リース資産 (「リース資産・リース債務の計上に関する基準」第2(4)に該当する場合)	道路などの構築物のうち、同種の資産が多数集まって1つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰返すことにより全体が維持されるような固定資産については、部分的取替に要する支出を費用として処理することができる。	「公有財産の耐用年数に係る基準」及び「重要物品耐用年数基準」に定める耐用年数を準用する。	定額法	取得した翌年度
リース資産 (「リース資産・リース債務の計上に関する基準」第2(5)に該当する場合)		リース期間	定額法	初回のリース料支払月

<改正前>

資産の種類	減価償却対象外資産	耐用年数	償却法	減価償却の開始時期
事業用資産	土地、 <u>無形固定資産</u>	「公有財産の耐用年数に係る基準」に定める耐用年数による。	定額法	取得した翌年度
インフラ資産	土地、 <u>無形固定資産</u> また、道路などの構築物のうち、同種の資産が多数集まって1つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰り返すことにより全体が維持されるような固定資産については、部分的取替に要する支出を費用として処理することができる。	「公有財産の耐用年数に係る基準」に定める耐用年数による。	定額法	取得した翌年度
重要物品	美術工芸品類、図書 標本類、動物	「重要物品耐用年数基準」に定める耐用年数による。	定額法	取得した翌年度
図書	図書館資料			
リース資産		リース期間	定額法	初回のリース料支払月

③「公有財産の耐用年数に係る基準」

「公有財産耐用年数表」に下記の「無体財産権の耐用年数一覧表」を追加する。

無体財産権の種類	耐用年数
特許権	8
実用新案権	5
商標権	10